

岐阜女子大学

令和3年度 大学機関別認証評価
評価報告書

令和4年3月

公益財団法人 日本高等教育評価機構

岐阜女子大学

I 評価結果

【判定】

評価の結果、日本高等教育評価機構が定める評価基準に適合していると認定する。

II 総評

「基準 1. 使命・目的等」について

「人らしく、女らしく、あなたらしく、あなたならではの」という建学の精神に基づき、大学学則及び大学院学則にその使命・目的を明文化し、規定している。教育目標に「教養ある専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」と掲げ、これを達成するために、各学部の使命・目的及び教育目的を具体的かつ明確に定め、学生便覧や大学院便覧に掲載し学内配付するとともに、三つのポリシー（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）と併せてホームページで学外に公表している。大学の個性・特色を「郷里に帰って、生まれ育った地域に貢献できる人材の育成」として、前身である華陽女子学園から数え 70 年を超えて、変化する社会情勢に対応しながら女性の人材育成のための高等教育を行っている。

「基準 2. 学生」について

アドミッション・ポリシーを定め、大学案内、学生募集要項及びホームページで周知するなど学生の受入れを適切な手順で行っている。在籍学生数は、収容定員に対して未充足ではあるが、改組や定員の変更など定員確保に向けた取組みを行ってきており、引続き改善の努力に期待する。学修支援やキャリア支援に関しては、「授業改善に関わる学生アンケート」をはじめとする各種調査、学生・保護者との面談を行いながら適切に実施している。学生生活安定のための支援は、学生相談室及び保健室の運用について課題があるものの、独自の経済的支援制度の確立や課外活動への支援などを適切に行っている。

学修環境は、更なるバリアフリー化の推進計画が待たれるが、無線 LAN アクセスポイント整備、コンピュータ教室、学生寮などの施設設備を整えると同時に、必要な耐震補強工事を完了しており、利便性と安全性を確保している。

「基準 3. 教育課程」について

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了基準を適切に定め、厳正に運用している。ディプロマ・ポリシーを達成するためのカリキュラム・ポリシーを定め体系的な教育課程を編成・実施しており、「コア・カリキュラムの評価・改善」と「授業改善に関わる学生アンケート」及び授業担当教員の「授業改善報告書」により教育内容・方法の工夫・改善を行っている。シラバスには、授業計画、成績評価基準、アクティブ・ラーニングの要素などを記載しており、適切な教育課程の運営を行っている。

学修成果は、学生の学修ポートフォリオと教員のティーチングポートフォリオにより可

視化することにより点検・評価を行い、教育内容・方法及び学修指導の改善にフィードバックしている。

〈優れた点〉

- 執筆者を明示した授業科目や資格取得のための大学独自の各種テキストを作成・活用しており、どの教員に質問すればよいのか明らかであり、学生から好評である点は評価できる。
- 「基礎力のための年間履修計画表」を策定しており、4年間にわたる履修の計画が使用するテキストや課題図書を含めて一目で分かるようになっていることは評価できる。

「基準4. 教員・職員」について

学長の大学運営の補佐体制として副学長及び学長補佐を置き、補佐機関としての部長会を設置するなど学長がリーダーシップを適切に発揮できるようにしており、内部規則等の一部見直しを行う必要があるものの、教学マネジメントの遂行に必要な組織体制としている。大学及び大学院の教育に必要な専任教員は、設置基準を上回る人員を配置し、FD(Faculty Development)活動のために「FD委員会」を置き、教育研究内容及び教育方法の改善・向上を図っている。SD(Staff Development)の実施体制については、「岐阜女子大学SD委員会規程」に基づき、組織的な実施体制を確立している。研究環境は、教員や学生の意見・要望を踏まえて快適な研究環境の整備に努めており、研究倫理については、国のガイドラインに基づく規則を整備し公表している。

「基準5. 経営・管理と財務」について

経営の規律と誠実性の維持については、寄附行為に教育基本法及び学校教育法に従い学校教育を行うことを定め「岐阜女子大学長期計画」に建学の精神に基づき「教養ある高度な専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」との教育目標を掲げ人材の養成を行うなど、使命・目的の実現のための継続的努力を行っている。環境保全、人権及び安全については、危機管理マニュアルの整備が待たれるが、必要な規則等を整備し配慮している。

使命・目的の達成に向けた意思決定のため、理事会は、寄附行為に基づき適切に運営している。法人及び大学間の相互チェックの機能性としては、監事の監査報告書の書式は見直しの必要があるものの、監事及び評議員会は自らの機能を果たしており適切である。財務については、財政の健全化を柱とした中期目標・中期計画を作成するとともに、学校法人会計基準及び「学校法人華陽学園経理規程」等にのっとり適正な会計処理を行っている。

「基準6. 内部質保証」について

内部質保証のための全学的な方針として、学則に教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うことを明示し、そのための恒常的組織として「岐阜女子大学自己点検・評価委員会」及び「岐阜女子大学内部質保証推進会議」を置き、責任体制を明確にしている。三つのポリシーを起点とした内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は学長のもとで、IR(Institutional Research)室のデータ収集と分析により組織的に行い、毎年、

学外の構成員による外部評価委員会に報告し、評価を受けた後、学内外に公表している。教学マネジメントの機能性に関する内部規則等の見直しの課題はあるものの、大学運営の改善・向上のための内部質保証の PDCA サイクルは確立している。

総じて、昭和 21(1946)年の創立以来、建学の精神に基づき、変化する社会情勢に対応しながら、常に学生を中心とした教育を志向し堅持して、教養ある専門性をもつ職業人養成を重視した高等教育を継続している。地域連携・地域貢献活動についても活発に各学科・専攻の特色を生かした全学的な取組みを行っており、今後更に地域に貢献できる人材を育成していく大学として発展することを期待する。

「大学独自の基準」として設定されている、「基準 A.地域連携・地域貢献」「基準 B. デジタルアーカイブを活用した学修支援」については、各基準の概評を確認されたい。

なお、大学が「特記事項」として挙げたのは以下のとおり。

1. 学生の力を伸ばす教育
2. 本当に面倒見が良い大学

Ⅲ 基準ごとの評価

基準 1. 使命・目的等

【評価】

基準 1 を満たしている。

1-1. 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

【評価】

基準項目 1-1 を満たしている。

〈理由〉

「人らしく、女らしく、あなたらしく、あなたならではの」という建学の精神に基づいて、「教養ある専門性をもつ職業人養成を重視した教育を施す」という教育目標を掲げ、これを達成するために、大学全体と各学部の使命・目的及び教育目的を具体的かつ明確に定め、簡潔に文章化している。

大学の個性・特色を「郷里に帰って、生まれ育った地域に貢献できる人材の育成」としており、地元に戻っての就職率が高い。前身である華陽女子学園から数え 70 年を超えて、女性の人材育成のための高等教育を実施しながら、新たな学部や研究科の設置、定員の変

更など、変化する社会情勢に対応した使命・目的及び教育内容の見直しを行っている。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

- 1-2-① 役員、教職員の理解と支持
- 1-2-② 学内外への周知
- 1-2-③ 中長期的な計画への反映
- 1-2-④ 三つのポリシーへの反映
- 1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【評価】

基準項目 1-2 を満たしている。

〈理由〉

大学の使命・目的及び教育目的は、三つのポリシーを踏まえ、学長の補佐機関である部長会で審議したものを理事会の承認を得て決定している。理事会で決定した事項は、学科・専攻会議等で周知し、学生便覧や大学院便覧に掲載し学内配付するとともに、三つのポリシーと併せてホームページで学外に公表している。

長期計画及び中期目標・中期計画の策定に当たっては、大学の使命・目的及び教育目的を柱として反映させ、大学内での全体的な調整を経た後、理事会で決定している。また、使命・目的に沿った学部・学科等を設置し、教育研究のために必要な施設を整備している。

基準 2. 学生

【評価】

基準 2 を満たしている。

2-1. 学生の受入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【評価】

基準項目 2-1 を満たしている。

〈理由〉

教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーを定めており、大学案内や学生募集要項、ホームページなどで周知している。

入学試験は、アドミッション・ポリシーに沿って多様な選抜方法を運用しており、入試の運営、問題作成、合否判定にわたって適切な手順で行っている。

在籍学生数に関しては、全学的に定員充足に向けた努力が必要ではあるが、近年、改組

や定員の変更を行ったほか、「定員確保に向けた改組等検討委員会」を設置し、高校教員への大学の認知度アップ、編入学生を含めた募集人数の見直しなど、継続的な改善を行い、適切な学生の受入れ数の維持に努めている。

〈改善を要する点〉

○家政学部生活科学科及び文化創造学部文化創造学科の収容定員充足率が 0.7 倍未満のため、定員確保に向けた改善が必要である。

〈参考意見〉

○家政学部健康栄養学科は収容定員未充足となっているため、確実な定員確保に向けた努力が望まれる。

2-2. 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用をはじめとする学修支援の充実

【評価】

基準項目 2-2 を満たしている。

〈理由〉

教職協働による学生への学修支援に関しては、クラスアドバイザー制度を確立し、その運用方針についても毎年確認を行っており、実施体制を適切に管理・運営している。

障がいがある学生や退学・休学を考えている学生に対しては、クラスアドバイザーを中心に、定期面談以外に保護者面談も行い、学科・専攻と教育支援センターが連携した支援を行っている。また、全専任教員がオフィスアワーを設定しており、シラバスや学内グループウェアを通じて学生への周知を行っている。

家政学部では、専門分野に関係する実験・実習分野において TA や助手を活用し、文化創造学部では、演習補助などとして学修指導員を活用している。

2-3. キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【評価】

基準項目 2-3 を満たしている。

〈理由〉

教育課程外においては、キャリア支援センター委員会を組織し、適切に運営している。キャリア支援センターの就職サポート体制により『望む分野』で地元就職を叶える」と目標を掲げ、高い就職率を維持している。県外学生が県内企業に就職を希望する場合にも、県内出身者が県外企業に就職を希望する場合にも対応ができています。また、教育課程内に

においても、学科主体のインターンシップを積極的に実施しており、学生のキャリア形成に貢献している。

2-4. 学生サービス

2-4-① 学生生活の安定のための支援

【評価】

基準項目 2-4 を満たしている。

〈理由〉

学生サービス・厚生補導のための組織として教育支援センターを置き、学生生活の充実に資する支援を行っている。経済的支援に関しては、大学独自の奨学金制度や授業料減免制度を設けており、学生の課外活動の支援も、活動支援金の給付など、適切に行っている。

学生の心身に関する健康相談、心的支援、生活相談などに関しては、その運用や施設には、より充実に向けて対応が必要であるものの、学生相談室及び保健室を設置し、運用している。

〈参考意見〉

○保健室の運用に関して、医師の常駐する頻度が少なく、突発的な状況は学事部が対応しているため、より充実した対応が望まれる。

○学生相談について、臨床心理士の資格を持つ教員が対応しており、学生相談用の個室がないなどに関し、より学生のプライバシーに配慮した対応が望まれる。

2-5. 学修環境の整備

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用

2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

【評価】

基準項目 2-5 を満たしている。

〈理由〉

校地、校舎の面積は設置基準を上回っており、学内における無線 LAN アクセスポイントの整備、各種研究所の設置、遠隔地から入学してくる学生のための学生寮の学内配置により、適切な学修環境を整えている。また、建物は全て平成 26(2014)年度までに耐震補強工事を完了しており、安全性を確保している。図書館、コンピュータ教室及びラーニング・コモンズ施設など、教育目的達成のための ICT（情報通信技術）施設を適切に整備している。

バリアフリー化が進んでいない建物があるが、さまざまな背景を持つ学生が学内施設を

快適に利用できるよう、整備計画を検討している。

受講学生数は、各学科の授業とも教育効果を十分に上げられるような適正規模の人数に抑えている。

〈参考意見〉

○現時点ではスロープや多機能トイレの設置が十分とは言えず、バリアフリー化の未整備な建物もあり、整備の方針はあるものの今後の計画が立てられていないため、整備計画の策定と実施が望まれる。

2-6. 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

【評価】

基準項目 2-6 を満たしている。

〈理由〉

学修支援、心身に関する相談、経済的支援に関する学生の意見・要望の把握は、「授業改善に関わる学生アンケート」、クラスアドバイザー面談時の「学生の状況把握アンケート」及び「自助資源シート」を活用している。面談時以外でも、学生は常時アドバイザーに支援を求めることが可能であり、学修環境に関する要望も含め、必要に応じてアドバイザーは学生の意見を学科で共有している。また、心身に関する相談は教育支援センター、経済的な支援については学事部との連携体制を整えている。

「授業改善に関わる学生アンケート」の結果は、改善成果の定期的な確認が必要であるものの、教員の「授業改善報告書」としてまとめている。また、「学生生活実態調査」は、前回の実施から間隔が空いているものの、報告書にまとめている。

基準 3. 教育課程

【評価】

基準 3 を満たしている。

3-1. 単位認定、卒業認定、修了認定

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

【評価】

基準項目 3-1 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内、学生便覧で周知している。大学院は、教育目的を踏まえ、ディプロマ・ポリシーを定め、ホームページ、大学院便覧で周知している。

ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了基準を適切に定め、厳正に運用している。学生の学修意欲の向上及び適切な修学指導に資することを目的として GPA(Grade Point Average)制度を活用しており、GPA3.0 以上の学生は規定の上限単位数を超えて履修登録ができるように定めている。

3-2. 教育課程及び教授方法

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

3-2-④ 教養教育の実施

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 3-2 を満たしている。

〈理由〉

大学は、教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーを定め、ホームページ、大学案内、学生便覧で周知している。カリキュラム・ポリシーは、中央教育審議会答申に沿って、ディプロマ・ポリシーとの一貫性を確保している。

カリキュラム・ポリシーに沿った体系的な教育課程を編成・実施している。シラバスは、授業計画及び成績評価基準、単位を授与するために必要な授業時間を記載している。単位制度の実質化を保つため1年間の履修登録単位数の上限を定めている。学修の基礎になる全学共通科目を、カリキュラム・ポリシーに沿った教養教育として開講している。

教授方法の改善については「コア・カリキュラムの評価・改善」と「授業改善に関わる学生アンケート」を踏まえ、授業担当教員により「授業改善報告書」を作成し、学生・教職員が自由に閲覧できるよう学内で公開している。

〈優れた点〉

○執筆者を明示した授業科目や資格取得のための大学独自の各種テキストを作成・活用しており、どの教員に質問すればよいのか明らかであり、学生から好評である点は評価できる。

○「基礎力のための年間履修計画表」を策定しており、4年間にわたる履修の計画が使用するテキストや課題図書を含めて一目で分かるようになっていることは評価できる。

3-3. 学修成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学修成果の点検・評価結果のフィードバック

【評価】

基準項目 3-3 を満たしている。

〈理由〉

シラバスには、授業科目ごとに「ディプロマ・ポリシーとの関連性」及び「シラバスの到達目標」の記載欄を設け、期待される学修成果を学生に示している。学生による学修ポートフォリオと教員によるティーチングポートフォリオの作成により、教員は、学修ポートフォリオで保管された学修成果の可視化を図り、ティーチングポートフォリオによりシラバスと連携したメタデータを作成、提供することで学生の学修指導、学修支援を行っている。クラスアドバイザーによる面談を年3回実施しており、個々の学生の修学状況、資格取得状況、就職状況及び学生の意識調査等を点検・評価している。

基準 4. 教員・職員

【評価】

基準 4 を満たしている。

4-1. 教学マネジメントの機能性

4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【評価】

基準項目 4-1 を満たしている。

〈理由〉

「学校法人華陽学園岐阜女子大学組織規程」に基づき、学長の特命事項担当の副学長、学長からの指示事項の企画・立案担当の学長補佐及び補佐機関としての部長会を設置して、学長がリーダーシップを適切に発揮するための学長補佐体制を整備している。

大学の教育・研究に関わる意思決定は、組織上の位置付けに課題はあるものの、部長会が中心となって決定し、教授会に伝達され執行の運びとするなど、その権限と責任を明確にしている。

教学マネジメントの遂行に必要な職員は「学校法人華陽学園岐阜女子大学組織規程」に

基づき適切に配置している。

〈改善を要する点〉

○学生の懲戒に関する手続きについては、学校教育法施行規則第 26 条第 5 項に基づき、学長によって適切に定められていない点は改善が必要である。

4-2. 教員の配置・職能開発等

4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

4-2-② FD(Faculty Development)をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【評価】

基準項目 4-2 を満たしている。

〈理由〉

専任教員数及び教授数並びに研究指導教員数等は設置基準を充足し、適切に配置している。

FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発については、「岐阜女子大学 FD 委員会規程」により委員会が組織されており、FD・SD 研修会として毎年度複数回実施し、教育研究活動の改善及び個人の能力開発等に取り組んでいる。

4-3. 職員の研修

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

【評価】

基準項目 4-3 を満たしている。

〈理由〉

SD の実施体制については、「岐阜女子大学 SD 委員会規程」に基づき、委員会を設置し、組織的な実施とその見直しの体制が確立されている。また、大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組みとして、大学運営の動向を踏まえた内容等の研修会を開催するとともに、OJT 及び各種団体等が行う研修会・説明会への積極的な派遣を行うほか、教職員自ら希望する研修会への参加を推奨している。

4-4. 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

【評価】

基準項目 4-4 を満たしている。

〈理由〉

研究環境は教員や学生の意見・要望を踏まえ、専任教員の研究室、学修支援デジタルアーカイブの整備、遠隔授業に対応したテレビ会議システムの導入など、快適な研究環境の整備に努めている。また、研究倫理についても、国が定めるガイドラインに基づき、公的研究費等の不正使用防止等に関する基本方針をはじめ研究倫理に関する規則を整備し厳正に運用している。研究活動への資源の配分に関しては、教育研究経費予算配分基準を作成・整備し、運用している。また、外部の競争的資金の獲得のために外部講師を招いた相談の支援も行っている。

基準 5. 経営・管理と財務

【評価】

基準 5 を満たしている。

5-1. 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【評価】

基準項目 5-1 を満たしている。

〈理由〉

規律性を保ちながら健全経営を行うため、中期目標・中期計画及び長期計画が定められており、また、「学校法人華陽学園寄附行為」「学校法人華陽学園常任理事会規程」及び「学校法人華陽学園監事監査規程」に基づき適切に行われている。加えて、学校教育法施行規則及び私立学校法に規定する教育情報等を適切に公表するとともに、法令遵守を推進し、社会的信頼の維持及び業務に係る公正性を確保することを目的とする公益通報者の保護に関する規則を整備している。

環境保全、人権、安全への配慮に関することは、危機管理に関するマニュアルの整備など、危機管理の機能を向上させるための対応が求められるものの、概して大学の立地、規模及び環境を考慮しつつ必要な措置を講じている。

〈参考意見〉

○危機管理に関わるマニュアルなどを早急に整備し、学生及び教職員に周知することが望まれる。

5-2. 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【評価】

基準項目 5-2 を満たしている。

〈理由〉

使命・目的達成のため、私立学校法にのっとり、「学校法人華陽学園寄附行為」及び「学校法人華陽学園常任理事会規程」に基づき、理事会の業務権限の一部について委任を受けた事項については、理事長の意思決定を補助し、経営方針や重要事項を審議する常任理事会を置き法人の戦略的意思決定ができる体制を整備している。

また、理事の選任手続、理事会及び評議員会の開催状況、役員の出席状況及び欠席時に意思表示を行う書面などは、適切に取扱われている。

5-3. 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【評価】

基準項目 5-3 を満たしている。

〈理由〉

理事長は、理事会及び理事会決定事項の執行と日常の運営の中で発生する決定すべき事項を迅速かつ確実に執行する常任理事会の議長として適切にリーダーシップを発揮している。

理事会には、学長、副学長を含め 5 人の大学関係者が構成員となっており、法人及び大学の相互チェック及び意思疎通は適切に保たれている。

理事会の業務の決定に際して、重要事項は理事長が評議員会に諮問しており、評議員の出席状況は適切である。監事は、監査報告書の書式に見直しの余地があるものの、監査機関として業務及び財産状況の監査を行い、理事会及び評議員会に出席し意見を述べている。

〈参考意見〉

○監査による理事の業務執行の監査はしているが、監査報告書にその記載がないことについて、計画どおり私立学校法に沿った内容とすることが望まれる。

5-4. 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【評価】

基準項目 5-4 を満たしている。

〈理由〉

財政の健全化を柱とした中期目標・中期計画を作成し、財務目標の達成に向け財務の現状把握、財務情報の開示、財務計画、財務方針の点検見直しや年度予算編成、予算管理の点検見直しにより、計画的な財務運営が行われている。

事業活動収支計算書における経常収支差額は令和 2(2020)年度はプラスに転じており、また、外部の負債もないことから、収支のバランスは確保され、安定した財務基盤は確立されている。

外部資金の導入については、平成 29(2017)年度に文部科学省の私立大学研究ブランディング事業に申請し、選定されるなど、積極的な努力を行っている。

5-5. 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【評価】

基準項目 5-5 を満たしている。

〈理由〉

会計処理については、学校法人会計基準及び「学校法人華陽学園経理規程」等にのっとり、適切に行われている。

毎年度の予算は、評議員会に諮問の上、理事会で決定されており、適正に編成されている。予算の執行は適切に処理されており、決算に当たり予算とかい離がある場合には、適切に補正予算を編成している。

会計監査の体制は、「学校法人華陽学園監事監査規程」に基づく監事による業務監査及び会計監査、公認会計士による監査、外部経費についての内部監査を実施することで、三様監査体制が整備されており、情報の共有を図りながら厳正に監査業務を実施している。

基準 6. 内部質保証

【評価】

基準 6 を満たしている。

6-1. 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

【評価】

基準項目 6-1 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための全学的な方針は、大学学則及び大学院学則に大学の目的を達成するため、教育研究活動の状況について自ら点検及び評価を行うことを明示している。内部質保証のための恒常的組織体制は、学長を議長、各部局の長を構成員として、大学の自己点検・評価の実施計画に関する基本方針、実施計画及び評価結果の活用などを審議する「岐阜女子大学自己点検・評価委員会」を置き、責任体制としては、自己点検・評価活動の循環を機能させ、教育の質と学修成果の向上を図るため、内部質保証の水準を見定め点検・評価を実施する「岐阜女子大学内部質保証推進会議」を置くことにより、明確にしている。

6-2. 内部質保証のための自己点検・評価

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

【評価】

基準項目 6-2 を満たしている。

〈理由〉

内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価は学長のもとで、大学組織全体の「自己点検・評価委員会」「内部質保証推進会議」及び学部・大学院・附属施設の「組織内自己点検・評価チーム」が連携して行い、毎年、大学の運営に関し広くかつ高い見識を持つ学外の構成員による外部評価委員会に報告し、評価を受けている。平成 26(2014)年度の大学機関別認証評価及び毎年の外部評価委員会による評価報告書は、学内に周知するとともに、ホームページで公表している。

現状把握のための体制としては「学校法人華陽学園 IR 室」を置き、公的に行われる大学の基本調査、学生の状況に関する調査、入学者変動要因分析など多岐にわたるデータの収集と分析を行っている。

6-3. 内部質保証の機能性

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体の PDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

【評価】

基準項目 6-3 を満たしている。

〈理由〉

三つのポリシーを起点とした内部質保証のために、入学前課題の検証、大学教育の実施状況の検証、全学的教学マネジメントとしての学生の学修ポートフォリオ及び教員のティーチングポートフォリオの検証などによる自己点検・評価を行い、その結果を中期計画の進捗状況として取りまとめホームページで公表している。教学マネジメントの遂行に関する規則の一部見直しなど内部質保証の機能性に関する課題はあるものの、大学運営の改

善・向上のための内部質保証の PDCA サイクルは確立している。

〈改善を要する点〉

○学長のガバナンスを中心とした組織のあり方と内部規則等の再確認などの指摘事項は、内部質保証に関して機能が十分とは言えないため、改善が必要である。

大学独自の基準に対する概評

基準 A. 地域連携・地域貢献

A-1. 全学的な地域連携・地域貢献への取り組み

A-1-① 各学科専攻の特色を生かした全学的な地域連携・地域貢献への取り組み

A-2. 地域資源デジタルアーカイブによる本学独自の地域貢献

A-2-① 地域資源デジタルアーカイブによる知の拠点形成のための基盤整備事業

A-2-② 地域資源デジタルアーカイブの社会への提供

【概評】

大学は、岐阜県山県市との包括協定、岐阜県大野郡白川村との包括連携協定、岐阜県岐阜市との地域活性化に関する包括連携協定、岐阜県本巣郡北方町との地域活性化に関する包括連携協定を締結し、地域に貢献するさまざまな取り組みを実施するとともに、地域に貢献できる人材育成を行っている。建学の精神に基づいて、教育目標を、地域連携・地域貢献活動を通して実現している。特定の学科・専攻に偏ることなく全ての学科・専攻の特色を生かした、地域連携・地域貢献活動を行っている。

平成 29(2017)年度に採択された文部科学省の私立大学研究ブランディング事業「地域資源デジタルアーカイブによる知の拠点形成のための基盤整備事業」（平成 29(2017)年度～令和元(2019)年度）では、大学独自で育ててきたデジタルアーカイブの教育、研究を活用し、地域資源のデジタルアーカイブ化を地域と連携し、進めることにより、地域と大学が緊密に連携してデジタルアーカイブ研究を推進し、地域で新たな価値を創造できる人材の養成に取り組んだ。デジタル・アーキビストの養成を行い、地域資源デジタルアーカイブを社会に提供していることは、大学を特徴付けるものであり、社会の要請に応える取り組みといえる。

基準 B. デジタルアーカイブを活用した学修支援

B-1. 学生学修支援デジタルアーカイブの整備と運用

B-1-① 学生学修支援デジタルアーカイブの整備

B-1-② 学生学修支援デジタルアーカイブの活用

【概評】

岐阜女子大学

「岐阜女子大学学生学修支援デジタルアーカイブ」の整備により、学生が普段の授業科目のための自主学修や資格取得のための自主学修を支援する資料、夏期及び春期の長期休暇中の学修課題などを提供するとともに、アドミッション・ポリシー実現を補完するためのリメディアル学修を支援する資料なども提供している。また、ディプロマ・ポリシー達成に向け、学修の集大成になる卒業研究をより高いレベルで進めるための研究資料や就職試験等のための学修資料を提供している。「岐阜女子大学学生学修支援デジタルアーカイブ」は、タブレットやスマートフォンでアクセスできるため、有意義な学修支援システムといえる。大学の研究の特色を生かしながら、学生の実践的な学びの場として多くの成果を挙げており、学部4年次の卒業研究で多くアクセスされている。特に文化創造学部では、学部3年次必修授業「基礎演習」で「学生研究活動デジタルアーカイブの活用」について指導していることもあり、文化創造学部所属学生の活用が多い。

特記事項（自己点検評価書から転載）

1.学生の力を伸ばす教育

「大学探しランキングブック」（学生通信）によれば、本学は、全国高等学校の進路指導教諭が評価する「入学後、生徒を伸ばしてくれる女子大学」として全国一位（2020年、2017年）にランクインし、また「教育力が高い女子大学」としても全国5位（2019年）と評価されている。

この高評価の要因として、例えば家政学部健康栄養学科の管理栄養士試験での高い合格実績（令和2（2020）年度の合格者104人（合格率92.0%））をはじめ、住居学専攻卒業者の建築士取得者の輩出実績（一級建築士114人、二級建築士185人）、生活科学専攻卒業者の岐阜県内高等学校家庭科教員の輩出実績、文化創造学部初等教育学専攻の小学校教員採用試験での高い合格実績（2020年度の一次試験合格率73%、二次試験合格率100%）、文化創造学専攻での旅行業務取扱管理者試験合格率100%（全国平均11%）、書道・国語専修の学生の日展入選や全日本高校・大学生書道展での高成績（大学の部5位、大賞受賞者2人）、デジタル・アーキビスト資格合格率100%など、資格取得等における高い実績があげられる。

また、文化創造学部では、主専門だけでなく、興味のある副専門と自由に組み合わせ、多様な個性を育み、教職だけでなく司書や学芸員の養成など複数の資格取得による学生の知識・技術、人間力のつける教育を実践している。家政学部でも各学科・専攻において複数資格の取得を積極的に支援している。令和2（2020）年には岐阜女子大学ドローンカレッジと連携し、JUIDA無人航空機操縦技能やJUIDA安全運航管理者の資格取得を推進し、女性が活躍する新分野へのチャレンジ機会を充実させている。

入学前の学修支援にはじまり、入学後の在学4年間は勉学に集中し、資格取得など確実に力をつける教育と学修支援を展開し、ディプロマ・ポリシーに示す学士力をしっかりと身につけさせている。

2.本当に面倒見が良い大学

しっかり学生の力を伸ばす基盤となっているのが、少人数教育とクラスアドバイザー制を柱とした学生個々への面倒見の良い教育である。やはり「大学探しランキング」（学生通信）で「面倒見がいい大学」として令和元（2019）年1位、令和2（2020）年3位と高評価されている。学力を伸ばすためのきめ細かい指導は、そのまま、社会人としての人格や教養を育成し、地域社会において、自分の望む仕事に着き、貢献できる人間力を育むことに直結している。「面倒見の良さ」は、就職率の高さとなって現れている。

令和2（2020）年度東洋経済オンラインによる「本当に就職に強い女子大ランキング」において、本学の実就職率は全国の女子大の中で2位（就職率は96.9%）であった。これは、一年次から、学生一人ひとりに専任のクラスアドバイザーがつき、年3回以上の面談を基に、カリキュラムの履修のし方から、取得する資格やそのための学修指導、就活の進め方に至るまできめ細かな指導を行っている賜物でもある。また、クラスアドバイザーは学生の生活に関する相談にもり、学生の不安を払拭できていることが、学生が学修に集中できる環境を整えているとも言える。